

国立大学法人一橋大学における随意契約の公表に関する基準

国立大学法人一橋大学における随意契約の公表に関する基準を次のとおり定める。

1. 公表の対象とする随意契約

随意契約のうち、予定価格又は総額がそれぞれ、工事及び製造については500万円、物品購入及び役務については300万円、借入については160万円、その他の契約については200万円を超えるもの（本学の事業の行為を秘密にする必要がある場合を除く）単価契約については、年間見込額が上記金額を超えるもの

2. 公表の時期及び方法

随意契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に本学のホームページに掲載し、起算日から一年が経過する日まで掲載するものとする。

3. 公表の内容

- (1) 随意契約に係る物品等又は役務等の名称及び数量
- (2) 随意契約を締結した日
- (3) 随意契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (4) 随意契約に係る契約金額
- (5) 随意契約によることとした理由
- (6) その他必要な事項

附 則

この基準は、平成19年2月15日から施行し、平成19年1月1日以降に締結した契約から適用するものとする。